

○ 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>（資本勘定の区分）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる剰余金は、資本剰余金に属するものとする。</p> <p>一 再評価積立金</p> <p>二 受贈財産評価額（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）</p> <p>三 寄附金（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）</p> <p>四 その他の剰余金であつて、資本剰余金に属する剰余金とすべきもの</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（有形固定資産の減価償却額）</p> <p>第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合に於ては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時に於ける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合に於ては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時に於ける帳簿原価に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。）に於て別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までに行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（無形固定資産の減価償却額）</p> <p>第十六条 償却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時に於ける帳簿原価に別表第三号に定める耐用年数（第八条第五項の規定によ</p>	<p>（資本勘定の区分）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 次の各号に掲げる剰余金は、資本剰余金に属するものとする。</p> <p>一 再評価積立金</p> <p>二 受贈財産評価額</p> <p>三 寄附金（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）</p> <p>四 その他の剰余金であつて、資本剰余金に属する剰余金とすべきもの</p> <p>3～4 （略）</p> <p>（有形固定資産の減価償却額）</p> <p>第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合に於ては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時に於ける帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合に於ては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時に於ける帳簿原価に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（第四項において「法定耐用年数」という。）</p> <p>に於て別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までに行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（無形固定資産の減価償却額）</p> <p>第十六条 償却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時に於ける帳簿原価に別表第三号に定める耐用年数</p>

り当該無形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、当該耐用年数から当該無形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）
に、当該別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

254 (略)

(リース資産の減価償却の方法等)

第十七条 償却資産のうちリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。）の減価償却は、第十四条第一項の規定にかかわらず、定額法によつて行うものとする。

2 前項の場合においては、第十五条第一項中「帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額」とあるのは「帳簿原価」と、「当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と、「金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までに行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。」とあるのは「金額とする。」と、前条第一項中「別表第三号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(セグメント情報に関する注記)

第四十条 (略)

2 報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程（企業管理規程を定めていない地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めた規則その他これに準ずるもの）で定めるものとする。

(リース会計に係る特例)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第二項第一号及び第二号並びに第七条第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。

一 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主（次号において「リース借主」という。）が法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業であるとき

二 リース借主

が法第二条第一項各号

に、当該別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

254 (略)

(リース資産の減価償却の方法等)

第十七条 償却資産のうちリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。）の減価償却は、第十四条第一項の規定にかかわらず、定額法によつて行うものとする。

2 前項の場合においては、第十五条第一項中「帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額」とあるのは「帳簿原価」と、「当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と
、前条第一項中「別表第三号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(セグメント情報に関する注記)

第四十条 (略)

2 報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程
で定めるものとする。

(リース会計に係る特例)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第二項第一号及び第二号並びに第七条第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。

一 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主が法第二条第一項各

が法第二条第一項各

三| に掲げる事業であつて、令第八条の二各号に掲げる事業以外のものであるとき
リース物件の重要性が乏しいものであるとき

二| 号に掲げる事業であつて、令第八条の二各号に掲げる事業以外のものであるとき
リース物件の重要性が乏しいものであるとき

改正後

現行

別表第一号 (第三条関係)				別表第一号 (第三条関係)			
勘定科目表				勘定科目表			
収益				収益			
費用				費用			
1 水道事業又は工業用水道事業				1 水道事業又は工業用水道事業			
款	項	目	節	款	項	目	節
水道事業費用又は工業用水道事業費用	営業費用	原水費	給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 賃金 法定福利費 旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u>	水道事業費用又は工業用水道事業費用	営業費用	原水費	給料 手当 賃金 法定福利費 旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費

		<p>路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 負担金 受水費</p>	<p>その他引当金繰入 額 雑費</p>			<p>路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 負担金 受水費</p>	<p>路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 負担金 受水費 <u>賞与引当金繰入額</u> <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> その他引当金繰入 額 雑費</p>
	<p>浄水費 配水費 給水費 受託工事費 業務費 総係費</p>	<p>報酬 退職給付費 研修費 諸謝金 報償費 広告料 <u>食糧費</u> <u>厚生費</u> 保険料 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入 額</p>			<p>浄水費 配水費 給水費 受託工事費 業務費 総係費</p>	<p>報酬 退職給付費 研修費 諸謝金 報償費</p>	
<p>減価償却費</p>	<p>減価償却費</p>			<p>減価償却費</p>	<p>減価償却費</p>		

		<p>雑費 (人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 (経費) 通信施設修繕費 電気保安設備修繕費 電力線設備修繕費 変電所設備修繕費 その他修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> 固定資産除却費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 損害保険料</p>	<p>雑費 (人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 (経費) 通信施設修繕費 電気保安設備修繕費 電力線設備修繕費 変電所設備修繕費 その他修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> 固定資産除却費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 損害保険料</p>	<p>雑費 (人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 (経費) 通信施設修繕費 電気保安設備修繕費 電力線設備修繕費 変電所設備修繕費 その他修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> 固定資産除却費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 損害保険料</p>	<p>雑費 (人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 (経費) 通信施設修繕費 電気保安設備修繕費 電力線設備修繕費 変電所設備修繕費 その他修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> 固定資産除却費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 損害保険料</p>
--	--	--	--	--	--

		車両保存費	その他引当金繰入 雑費 (人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 (経費) 車両修繕費 その他修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰</u> <u>入額</u> 固定資産除却費 油脂糸屑費 動力費 備用品費 被服費 光熱水費 車両清掃費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料			車両保存費	<u>特別修繕引当金繰</u> <u>入額</u> その他引当金繰入 雑費 (人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 (経費) 車両修繕費 その他修繕費
--	--	-------	---	--	--	-------	--

			賃借料 損害保険料			賃借料 損害保険料
			その他引当金繰入 額 雑費			<u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> その他引当金繰入 額 雑費
			(人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金			(人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金
			(経費) 動力費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 その他引当金繰入 額 雑費			(経費) 動力費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 その他引当金繰入 額 雑費
		運輸管理費				
			運輸管理費			運輸管理費

		旅客誘致費		
		旅客誘致費		
		<p>(人件費)</p> <p>給料</p> <p>手当</p> <p><u>賞与引当金繰入額</u></p> <p>退職給付費</p>	<p>(人件費)</p> <p>給料</p> <p>手当</p> <p><u>賞与引当金繰入額</u></p> <p>退職給付費</p>	<p>(人件費)</p> <p>給料</p> <p>手当</p> <p><u>賞与引当金繰入額</u></p> <p>退職給付費</p>
		<p>(経費)</p> <p>乗車券・帳書類</p> <p>備用品費</p> <p>被服費</p> <p>光熱水費</p> <p>駅共同使用料</p> <p>車両使用料</p> <p>乗車券販売手数料</p> <p>旅費</p> <p>通信運搬費</p> <p>印刷製本費</p> <p>事故費</p> <p>負担金</p> <p>会議費</p> <p>報償費</p> <p>委託料</p> <p>手数料</p> <p>賃借料</p> <p>その他引当金繰入額</p> <p>雑費</p>	<p>(経費)</p> <p>乗車券・帳書類</p> <p>備用品費</p> <p>被服費</p> <p>光熱水費</p> <p>駅共同使用料</p> <p>車両使用料</p> <p>乗車券販売手数料</p> <p>旅費</p> <p>通信運搬費</p> <p>印刷製本費</p> <p>事故費</p> <p>負担金</p> <p>会議費</p> <p>報償費</p> <p>委託料</p> <p>手数料</p> <p>賃借料</p> <p>その他引当金繰入額</p> <p>雑費</p>	<p>(経費)</p> <p>乗車券・帳書類</p> <p>備用品費</p> <p>被服費</p> <p>光熱水費</p> <p>駅共同使用料</p> <p>車両使用料</p> <p>乗車券販売手数料</p> <p>旅費</p> <p>通信運搬費</p> <p>印刷製本費</p> <p>事故費</p> <p>負担金</p> <p>会議費</p> <p>報償費</p> <p>委託料</p> <p>手数料</p> <p>賃借料</p> <p>その他引当金繰入額</p> <p>雑費</p>

			法定福利費 厚生福利費 賃金 (経費) 修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> 入額 備消品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 広告宣伝費 手数料 賃借料 損害保険料			法定福利費 厚生福利費 賃金 <u>賞与引当金繰入額</u> (経費) 修繕費	法定福利費 厚生福利費 賃金 <u>賞与引当金繰入額</u> (経費) 修繕費 備消品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 広告宣伝費 手数料 賃借料 損害保険料
	厚生福利施設費		その他引当金繰入額 雑費 (人件費) 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 退職給付費 法定福利費		厚生福利施設費		厚生福利施設費 (人件費) 給料 手当 退職給付費 法定福利費

		<p>厚生福利費 賃金 (経費) 固定資産除却費 修繕費 修繕引当金繰入額 <u>特別修繕引当金繰入額</u> 入額 医薬品費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 諸謝金 損害保険料</p> <p>その他引当金繰入額 雑費 (人件費) 報酬 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u></p> <p>一般管理費</p>		<p>厚生福利費 賃金 <u>賞与引当金繰入額</u> (経費) 固定資産除却費 修繕費</p> <p>医薬品費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 諸謝金 損害保険料</p> <p>修繕引当金繰入額 <u>特別修繕引当金繰入額</u> 入額 その他引当金繰入額 雑費 (人件費) 報酬 給料 手当</p> <p>一般管理費</p>
--	--	--	--	---

			<u>特別修繕引当金繰入額</u> 保険料 賃借料 建物減価償却費 器具及び備品減価償却費
	営業外費用 特別損失	資産減耗費 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費 たな卸資産減耗費

(注)
 1 車両修繕費その他修繕費、運輸管理費及び一般管理費の節は、上記のほか、運転費の節(ガソリン費、軽油費、薪炭費、油脂費を除く。)によること。
 2 営業外費用の目及び節は、1 水道事業又は工業用水道事業の営業外費用の目及び節によること。

4 電気事業

款	項	目	節
電気事業費用	営業費用	水力発電費	給料

			保険料 賃借料 建物減価償却費 器具及び備品減価償却費 <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> <u>入額</u> 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費 たな卸資産減耗費
	営業外費用 特別損失	資産減耗費 固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	

(注)
 1 車両修繕費その他修繕費、運輸管理費及び一般管理費の節は、上記のほか、運転費の節(ガソリン費、軽油費、薪炭費、油脂費を除く。)によること。
 2 営業外費用の目及び節は、1 水道事業又は工業用水道事業の営業外費用の目及び節によること。

4 電気事業

款	項	目	節
電気事業費用	営業費用	水力発電費	給料

送電費			
手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 潤滑油脂費 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 補償費 賃借料 託送料 損害保険料 交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費 減価償却費 固定資産除却費 共有設備費分担額			
送電費			
手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 潤滑油脂費 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 補償費 賃借料 託送料 損害保険料 交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費 減価償却費 固定資産除却費 共有設備費分担額 賞与引当金繰入額 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額			
送電費			
手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 潤滑油脂費 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 補償費 賃借料 託送料 損害保険料 交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費 減価償却費 固定資産除却費 共有設備費分担額 賞与引当金繰入額 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額			
送電費			
手当 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 賃金 潤滑油脂費 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 補償費 賃借料 託送料 損害保険料 交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費 減価償却費 固定資産除却費 共有設備費分担額 賞与引当金繰入額 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額			
送電費			

	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	固定資産売却原価 事業外固定資産管 理費 財産偶発損 物品売却原価 その他雑損失
--	------	---	---

(注) 送電費及び一般管理費の節は、上記のほか、水力発電費の節(潤滑油脂費、構築物修繕費、交付金及び共有設備費分担額を除く。)によること。

5 ガス事業

款	項	目	
ガス事業費用	製造費	原料費 購入ガス費 副産物原料費 しゃかん燃料費 補助材料費 給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 賃金 旅費 法定福利費 厚生福利費 退職給付費 修繕費 <u>修繕引当金繰入額</u>	

	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	固定資産売却原価 事業外固定資産管 理費 財産偶発損 物品売却原価 その他雑損失
--	------	---	---

(注) 送電費及び一般管理費の節は、上記のほか、水力発電費の節(潤滑油脂費、構築物修繕費、交付金及び共有設備費分担額を除く。)によること。

5 ガス事業

款	項	目	
ガス事業費用	製造費	原料費 購入ガス費 副産物原料費 しゃかん燃料費 補助材料費 給料 手当 賃金 旅費 法定福利費 厚生福利費 退職給付費 修繕費	

	<p><u>特別修繕引当金繰入額</u></p> <p>電力水道料 使用ガス費 消耗工具器具備品費 消耗品費 通信費 運搬費 保険料 たな卸減耗費 固定資産除却費 諸欠損 雑費 減価償却費</p>			<p>採取費 売上原価</p>	<p>電力水道料 使用ガス費 消耗工具器具備品費 消耗品費 通信費 運搬費 保険料 たな卸減耗費 固定資産除却費 諸欠損 雑費 減価償却費 <u>賞与引当金繰入額</u> <u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u> その他引当金繰入額</p>	
	<p>採取費 売上原価</p>	<p>その他引当金繰入額</p>		<p>採取費 売上原価</p>	<p>ガス売上原価 コークス売上原価 ターナル売上原価 ターナル製品売上原価 その他副産物売上原価</p>	
	<p>供給販売及び一般管理費</p>	<p>給料 手当 <u>賞与引当金繰入額</u> 賃金 旅費 法定福利費</p>		<p>供給販売及び一般管理費</p>	<p>給料 手当 賃金 旅費 法定福利費</p>	

	<p>厚生福利費 退職給付費 修繕費</p>							
	<p><u>修繕引当金繰入額</u> <u>特別修繕引当金繰入額</u></p>							
	<p>電力水道料 使用ガス費 消耗、工具、器具 備品費 消耗品費 通信費 運搬費 保険料 賃借料 賃借料 試験研究費 たな卸減耗費 固定資産除却費 諸欠損 雑費 減価償却費</p>							
	<p>貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額</p>							
	<p>受注工事原価 器具販売原価</p>							
	<p>一時借入金利息 企業債利息 雑支出</p>							
	<p>固定資産売却損 減損損失</p>							
	<p>特別損失</p>							

		災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失
--	--	--------------------------------

(注) 採取費の目は、製造費の目に準じて設けること。

6 病院事業

款	項	目	節
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料) 医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 労務員給 (手当) 医師手当 看護師手当 医療技術員手当 事務員手当 労務員手当 <u>賞与引当金繰入額</u> (賃金) (報酬) 法定福利費 退職給付費 その他引当金繰入額 材料費 経費

		災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失
--	--	--------------------------------

(注) 採取費の目は、製造費の目に準じて設けること。

6 病院事業

款	項	目	節
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料) 医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 労務員給 (手当) 医師手当 看護師手当 医療技術員手当 事務員手当 労務員手当 <u>賞与引当金繰入額</u> (賃金) (報酬) 法定福利費 退職給付費 その他引当金繰入額 材料費 経費

	<p>資産減耗費</p> <p>研究研修費</p> <p>たな卸資産減耗費 固定資産除却費</p> <p>研究材料費 謝金 図書費 旅費 研究雑費</p>	<p>支払利息及び企業 債取扱諸費</p> <p>企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び 取扱費</p> <p>患者外給食材料費 雑損失</p> <p>不用品売却原価 その他雑損失</p>	<p>特別損失</p> <p>固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失</p>	
<p>医療外費用</p>				
(略)	<p>資産</p>	(略)	<p>特別損失</p>	
(略)	<p>資産</p>	(略)	<p>特別損失</p>	
(略)	<p>資産</p>	(略)	<p>特別損失</p>	
(略)	<p>資産</p>	(略)	<p>特別損失</p>	

改正後	現行
<p>別記第十号 (第四十八条関係) 損益計算書様式</p> <p style="text-align: center;">平成何年度 (地方公共団体名) 何事業損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)</p> <p>1 営業収益 (略)</p> <p>6 特別損失 々々</p> <p>(1) 何 々々××××</p> <p>(2) 何 々々××××</p> <p>当年度純利益 (又は当年度純損失) 々々××××</p> <p>前年度繰越利益剰余金 (又は前年度繰越欠損金) 々々××××</p> <p>その他未処分利益剰余金変動額 々々××××</p> <p>当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金) 々々××××</p>	<p>別記第十号 (第四十八条関係) 損益計算書様式</p> <p style="text-align: center;">平成何年度 (地方公共団体名) 何事業損益計算書</p> <p style="text-align: center;">(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)</p> <p>1 営業収益 (略)</p> <p>6 特別損失 々々</p> <p>(1) 何 々々××××</p> <p>(2) 何 々々××××</p> <p>当年度純利益 (又は当年度純損失) 々々××××</p> <p>前年度繰越利益剰余金 (又は前年度繰越欠損金) 々々××××</p> <p>当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金) 々々××××</p>

改正後	現行
<p>別記第十三号 (第四十八条関係) 貸借対照表様式</p> <p style="text-align: center;">平成何年度 (地方公共団体名) 何事業貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">(平成 年 月 日)</p> <p>(略)</p> <p>負債の部</p> <p>6 繰延収益前累計金額計 々々××××</p> <p>繰延収益前累計金額計 々々××××</p> <p>繰延収益前累計金額計 々々××××</p> <p>繰延収益前累計金額計 々々××××</p>	<p>別記第十三号 (第四十八条関係) 貸借対照表様式</p> <p style="text-align: center;">平成何年度 (地方公共団体名) 何事業貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">(平成 年 月 日)</p> <p>(略)</p> <p>負債の部</p> <p>6 繰延収益前累計金額計 々々××××</p> <p>繰延収益前累計金額計 々々××××</p> <p>繰延収益前累計金額計 々々××××</p> <p>繰延収益前累計金額計 々々××××</p>

○ 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>附則</p> <p>第八条の三 前条の規定にかかわらず、当分の間、令第十五条第一項第一号の流動負債には、第七号第一号に掲げる経費に係る負債その他これに準ずるものとして総務大臣が認めるもののうち当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものを含まないものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（新規）</p>

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（解消可能資金不足額）</p>	<p>（解消可能資金不足額）</p>
<p>第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。</p>	<p>第六条 令第三条第二項の総務省令で定めるところにより算定した額（以下この条において「解消可能資金不足額」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により算定した額及び次項各号に掲げる地方債の現在高の合算額とする。</p>
<p>一 （略）</p> <p>二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第二十一条第二項（同条第三項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により整理される額を除く。以下この項において同じ。）の合算額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額</p> <p>算式</p> $A \div B \times C \times D$ <p>算式の符号</p> <p>A （略）</p> <p>B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第15条第2項</u>に規定する負債の額</p> <p>C・D （略）</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>二〇三 （略）</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 長期にわたる経営により収入がその支出を償う事業として総務大臣が定める事業を行う法適用企業の当該年度の前年度の営業収益の額及び営業外収益の額（地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第二十一条第二項（同条第三項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により整理される額を除く。以下この項において同じ。）の合算額が営業費用（減価償却費を除く。以下この項において同じ。）の額及び営業外費用の額の合算額を超える場合において、次の算式により算定した額</p> <p>算式</p> $A \div B \times C \times D$ <p>算式の符号</p> <p>A （略）</p> <p>B 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第15条第1項</u>に規定する負債の額</p> <p>C・D （略）</p> <p>三〇五 （略）</p> <p>二〇三 （略）</p>
<p>第十九条 （略）</p> <p>2 イ及びロに掲げる額の合算額が前項の規定により算定した額を超える場合においては、令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額はイ及びロに掲げる額の合算額から前項の規定により算定した額を控除した額とする。</p> <p>イ 当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合において、その超える額</p>	<p>第十九条 （略）</p> <p>3 イ及びロに掲げる額の合算額が前項の規定により算定した額を超える場合においては、令第十七条第四号に規定する資本の額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額はイ及びロに掲げる額の合算額から前項の規定により算定した額を控除した額とする。</p> <p>イ 当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。）が歳出額を超える場合において、その超える額</p>

ロ 令第三条第一項第二号ハに規定する販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額

附則

（地方公営企業法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定にかかわらず、当分の間、令第三条第一項第一号イ及び第二号イ（令第十六条の規定により準用する場合を含む。）並びに令第四条第一号ロ及び第二号ロの流動負債には、第八条第一号に掲げる経費に係る負債その他これに準ずるものとして総務大臣が認めるもののうち当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものを含めないものとする。

2 前項の規定が適用される場合においては、令第十七条第二号の負債に係る前条の規定は、適用しないものとする。

ロ 令第三条第一項第二号ハに規定する販売を目的として所有する土地（売買契約の申込みの勧誘を行っていないものを除く。）を売却した場合に見込まれる収入の額

（地方公営企業法施行令等の一部改正に伴う経過措置）
（新規）